

**駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業  
令和3年度駒ヶ根市一般会計補正（第9号）予算関連  
事業概要説明資料**

**令和3年12月**

# 令和3年度 駒ヶ根市新型コロナウイルス緊急経済対策事業 一覧

【総事業費】 642,702千円 (うち補正予算第9号規模 245,628千円)

【財 源】 国庫支出金 (令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金)

## ●市民の生活維持及び下支えのための対策

No.38	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業 (子育て世帯への臨時特別給付)	245,628千円
-------	--	-----------

令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業  
（子育て世帯への臨時特別給付）

事業費：245,628千円

目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯について、0歳から18歳までの児童を対象に支援するもの

事業の概要・内容

対象となる子育て世帯に子ども一人あたり一律5万円を給付

財源	給付	対象	範囲（※対象外除く）	給付方法案
予備費	現金 5万円	中学生以下	児童手当10月支給対象児童（基準） 公務員児童 新生児等（基準日～R4.3.31）	プッシュ型 プッシュ型 （一部申請要）
		高校生等	H15.4.2～H18.4.1出生者	原則申請
補正予算	クーポン等	詳細未定		詳細未定

対象者

0歳から18歳の児童を監護する世帯  
（所得の要件あり 児童手当の本則給付に準じる）

実施時期

令和4年3月まで

担当部署

民生部 市民課 内線 324